

新型コロナウイルス感染症の影響 に対する商工関連の 取り組み等について

栗東市商工観光労政課

目次

1. **新型コロナウイルス感染症の影響に対する
市等のこれまでの経過（商工振興関連）** 1ページ～
2. **新型コロナウイルス感染症の影響に対する
商工関連の取り組み等一覧** 3ページ～

番号	取組事業名	ページ
1	滋賀県新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金の 市独自上乗せ事業の結果概要	3
2	栗東市セーフティネット資金利子補給金制度	4
3	栗東市コロナ特別対応型小規模事業者持続化補助金	5
4	栗東市小規模事業者事業継続応援給付金事業	6～7
5	りっとう元気アップ応援券事業・取扱店給付金事業（新規）	8～9

新型コロナウイルス感染症の影響に対する市等のこれまでの経過（商工振興関連）

主な対応と経過		備考
令和元年		
12月	中国湖北省・武漢市で原因不明の肺炎患者確認	
令和2年		
1月16日	国内初の陽性患者確認	
1月29日	滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置	
2月26日	栗東市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の設置	
3月2日	「セーフティネット保証4号」の発動 (売上高前年比較20%減以上)	9/1まで→12月1日まで延長
3月5日	県内初の陽性患者確認	
3月13日	「危機関連保証(6項)」の発動 (売上高前年比較15%減以上)	R3/1/31まで
3月17日	日本政策金融公庫による「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の取扱い開始	実質無利子・無担保融資 上限額6,000万円
3月18日	栗東市セーフティネット資金利子補給金制度創設の公表	
4月1日	滋賀県制度融資セーフティネット資金の保証料率がゼロに引き下げ	8/31まで
4月2日	栗東市内陽性患者初確認	
4月16日	緊急事態措置発表(外出自粛要請)	緊急事態宣言が全国に拡大
4月21日	緊急事態措置改定(外出自粛要請、イベント自粛、施設使用制限等)	5/4延長(全国~5/31)
5月1日	「セーフティネット保証5号」全業種を指定対象 (売上高前年比較5%減以上)	R3/1/31まで
5月1日	「滋賀県新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設	実質無利子・無担保融資 上限額3,000万円
5月1日	国「持続化給付金」受付開始	R3/1/15まで
5月7日	「滋賀県新型コロナウイルス感染症拡大防止臨時支援金」の実施	市上乗せ措置を実施 ~6/26まで受付
5月11日	市議会5月補正予算議決 滋賀県臨時支援金と持続化補助金コロナ特別型の上乗分	
5月14日	緊急事態措置改定(施設使用制限等の解除)	緊急事態宣言解除(滋賀県含む39県のみ)
6月15日	「滋賀県新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額の引き上げ	融資上限額拡大 3,000万円→4,000万円
6月29日	市議会6月補正予算議決 小規模事業者給付金とセーフティネット資金利子補給金	
7月14日	国「家賃支援給付金」受付開始	R3/1/15まで
7月15日	「栗東市小規模事業者事業継続応援給付金」の実施	申請受付9/30まで

※下線部は、市独自の緊急経済対策項目。他に市広報等により事業者への情報提供を継続実施中。

新型コロナウイルス感染症の影響に対する市等のこれまでの経過②（商工振興関連）

主な対応と経過		備考
令和2年		
7月22日	Go To トラベルキャンペーン開始	R3年2月1日まで
8月3日	市議会8月補正予算議決 りっとう元気アップ応援券交付事業	R3年2月28日まで
8月20日	県「新しい生活・産業様式確率支援事業」受付開始	11月30日まで
10月13日	市議会10月補正予算議決 りっとう元気アップ応援券取扱店給付金事業	
10月20日	滋賀 Go To Eat キャンペーン開始	R3年3月31日まで
11月1日	りっとう元気アップ応援券利用開始	R3年2月28日まで
11月2日	りっとう元気アップ応援券取扱店給付金受付開始	R3年1月29日まで
11月12日	市内24例目の新型コロナウイルス感染症の患者発生	
11月17日	コロナとのつきあい方滋賀プランステージ2へ移行	
11月20日	全国の新規感染確認者数過去最多 2426人	

※下線部は、市独自の緊急経済対策項目。他に市広報等により事業者への情報提供を継続実施中。

滋賀県新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金の 市独自上乗せ事業の結果概要

1. 背景と目的

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、滋賀県の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止に全面的に協力いただける市内の中小の事業者に対し、滋賀県の創設する新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金に市独自に上乗せ支給をするもの。

2. 対象者

休業等を要請している全ての期間（令和2年4月23日から令和2年5月6日まで）の内、原則、令和2年4月25日から令和2年5月6日までの全ての期間において、滋賀県の要請に応じ、休業等を行う方。

3. 支援金額（市上乗せは県支援金額の1/2）

中小企業：20万円＋市上乗せ10万円＝30万円

個人事業主：10万円＋市上乗せ5万円＝15万円

※申請受付期間：5月7日～6月26日

4. 補正予算額（5月市議会議決）

60,000千円

支援金対象者数 約800者

40,000千円（中小企業400者）＋20,000千円（個人事業主400者）

5. 事業実績結果

区分	件数		金額（円）		合計 件数	執行額 （万円）	執行率
	中小	個人	中小	個人			
栗東市	60	215	6,000,000	10,750,000	275	1,675	27.9%
滋賀県全体	—		—		7,744	125,180	—

栗東市セーフティネット資金利子補給金制度の概要について

1. 背景

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少した市内中小企業・小規模事業者の資金繰りが非常に厳しい状況となっており、経営安定への支援が必要であるため、市内中小企業・小規模事業者に対して、本市独自の緊急支援策を講じ、経営の安定化を図るもの。

2. 制度の概要

【対象融資】

滋賀県中小企業振興資金における融資制度のうちセーフティネット資金(新規枠・借換枠)

【対象者】

事業所の所在地が市内にある者。

【対象期間】

令和2年2月18日から令和3年1月31日までに融資実行されたものを対象とする。

※対象期間はセーフティネット保証4号の発動開始期間である令和2年2月18日から危機関連保証の終了予定期間である令和3年1月31日としている

【補給内容】

毎年支払い済み利子の一部(1.0%以内)を利子補給。ただし、上限額は1年当たり15万円(1事業者につき)を限度に、予算の範囲内で補給。

【補給期間】

36ヶ月を限度とし、償還期限を切り上げて償還を完了した場合などは、利子補給金の対象期間はその時点(月)まで。

3. 補正予算額

29,400千円 (6月市議会補正額)

196件(6月補正時点) × 上限15万円 = 29,400,000円

<対象件数の実績> (期間 3/1~11/9)

項目	全体 (県コロナ融資含む)	内セーフティネット資金	同一事業者の重複融資を 除く対象分
件数	859件	260件	222件
申込金額	17,725百万	6,199百万	4,489百万

<栗東商工会の制度融資あっせん件数>

セーフティネット資金あっせん件数(月別)

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
件数	2件	146件	51件	21件	10件	25件	2件	3件	0件

※令和2年5月1日より無利子・無担保の滋賀県新型コロナウイルス感染症対応資金が新設されたため、セーフティネット資金のあっせん件数は減少傾向にあります。

栗東市コロナ特別対応型小規模事業者持続化補助金の概要

1. 背景と目的

国の小規模事業者持続化補助金制度を活用して、新型コロナウイルス感染症による経営上の影響（従業員等の罹患による直接的な影響、感染症に起因した売上減少による間接的な影響）を受けながらも販路開拓等に取り組みを行う市内小規模事業者に対して、市による独自の上乗せ補助を行い、小規模事業者の経営活動を後押しし、地域の活性化を図るもの。

2. 内容

国の補助制度である小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞を活用し、市による上乗せ補助を行う。

3. 補助対象者

市内に事業所を有する小規模事業者であって、独立行政法人中小企業基盤整備機構が定める令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金コロナ特別対応型公募要領に基づく、「小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞」の採択を受け、事業を実施する者。

4. 補助額

項目	国補助金	栗東市 上乗せ補助金
補助率	[A 類型] 補助対象経費の 2/3 以内 [B・C 類型] 補助対象経費の 3/4 以内	2 / 3 以内
補助上限額	1 0 0 万円	3 3 万円

5. 補正予算額

4, 2 9 0 千円（令和2年度5月補正予算額）

＜試算根拠＞

令和元年度 実績25件 3,025千円（25件の内、1/2の13者を想定）

330千円×13件=4,290千円

※一般型については令和2年度当初予算にて3,185千円を予算化済

6. 申請件数と採択件数

受付	第1回	第2回	第3回	第4回	合計
申請数（件）	4	10	15	31	60
採択数（件）	2	7	9	採択審査中	18

栗東市小規模事業者事業継続応援給付金事業の結果概要について

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少している市内の小規模事業者に対し事業の継続を下支えするため、緊急支援として事業継続のための給付金を給付するもの。

2. 対象者

市内で営業をしている小規模事業者で、以下に該当する事業者

- ①市内に事業所を有する個人事業主又は、市内に本店を有する法人である者
- ②個人においては開業届を提出し、法人においては、法人設立届出書を提出し、確定申告をしていること
- ③令和2年2月1日以前から市内で継続して事業を行っていること
- ④給付金の受領後も事業活動を継続する意欲がある者

3. 給付要件

令和2年2月から6月のいずれか、任意の3か月の事業の売上高が、前年同月比30%以上減少していること

4. 給付金額

15万円+5万円（地代家賃有りの方上乘せ）＝最大20万円

補正予算額：149,300,000円（想定件数 地代家賃上乘せ無：242件 地代家賃上乘せ有：565件）

5. 申請期間

令和2年7月15日～令和2年9月30日（郵送申請のみ当日消印有効）

6. 事業実績結果

給付決定件数と給付決定金額			
給付決定件数 509件			
給付決定金額 88,600,000円 ※執行率：59.3%（金額ベース）			
内訳 法人：15万円×264件+5万円（地代家賃上乘せ）×174件＝39,600千円			
個人：15万円×245件+5万円（地代家賃上乘せ）×149件＝49,000千円			
業種別件数と割合（総務省産業分類の大分類にて分類）			
建設業	: 115件(22.6%)	サービス業（他に分類されないもの）	: 24件(4.7%)
宿泊業・飲食店	: 84件(16.5%)	医療・福祉	: 10件(2.0%)
卸売業・小売業	: 68件(13.4%)	運輸業・郵便業	: 7件(1.4%)
生活関連サービス業・娯楽業	: 61件(12.0%)	金融業・保険業	: 4件(0.8%)
学術研究・専門・技術サービス業	: 39件(7.7%)	情報通信業	: 3件(0.6%)
製造業	: 38件(7.5%)	農業・林業	: 2件(0.4%)
不動産業・物品賃貸業	: 27件(5.3%)	漁業	: 1件(0.2%)
教育・学習支援業	: 25件(4.9%)	電気・ガス・熱供給・水道業	: 1件(0.2%)
業種別売上高減少金額（千円未満切捨）と業種別売上高減少率平均			
建設業	: 1,764,040千円(55.5%)	教育・学習支援業	: 26,170千円(70.6%)
不動産業・物品賃貸業	: 903,880千円(62.2%)	運輸業・郵便業	: 20,373千円(40.0%)
卸売業・小売業	: 347,919千円(51.9%)	農業・林業	: 19,662千円(59.8%)
宿泊業・飲食店	: 202,911千円(53.3%)	医療・福祉	: 14,407千円(43.3%)
製造業	: 185,397千円(53.5%)	電話・ガス・熱供給・水道業	: 7,712千円(43.0%)
学術研究・専門・技術サービス業	: 164,089千円(60.7%)	金融業・保険業	: 7,516千円(50.6%)
生活関連サービス業・娯楽業	: 135,604千円(51.7%)	情報通信業	: 7,189千円(58.6%)
サービス業（他に分類されないもの）	: 115,010千円(47.8%)	漁業	: 173千円(36.6%)
売上高減少金額合計	: 3,922,060千円	売上高減少金額（率）平均	: 7,705千円(54.7%)

7. アンケート調査結果概要について

- 調査期間：令和2年10月26日～11月18日
- 調査対象：栗東市小規模事業者事業継続応援給付金の給付決定事業者
- 回収率：291件／509件(57.2%) 内訳アンケートフォーム：47件 郵送：244件

給付金の活用用途について該当するものに○を付けてください（複数回答可）	
●人件費、家賃等支援検討、国施策等の周知促進が必要	
ア. 固定費（人件費・家賃等）の支払い：200件(68.7%)	イ. 不足物資等の購入：58件(19.9%)
ウ. 感染症拡大防止のための備品購入、設備投資等：96件(33.0%)	エ. その他（修理費、生活費等）：9件(3.1%)
無回答：2件(0.7%)	
これまでに活用された支援施策等（申請中を含む）について該当するものに○を付けてください（複数回答可）	
●持続化給付金（国）の活用数が多い	
ア. 持続化給付金（国）：271件(93.1%)	イ. 家賃支援給付金（国）：91件(31.3%)
ウ. 雇用調整助成金（国）：31件(10.7%)	エ. 新しい生活・産業様式確立支援事業（県）：94件(32.3%)
オ. 新型コロナウイルス関連融資（国・県・民）：81件(27.8%)	カ. 新型コロナウイルス感染症拡大防止臨時支援金（県）：64件(22.0%)
キ. その他補助金等：22件(7.6%)	無回答：3件(1.0%)
令和2年7月～9月の売上高の前年同月比について該当するものに○を付けてください	
●ほぼ全ての事業者の売上が減少している	
ア. 10%未満減少：27件(9.3%)	イ. 10%以上～20%未満減少：36件(12.4%)
ウ. 20%以上～30%未満減少：50件(17.2%)	エ. 30%以上～40%未満減少：62件(21.3%)
オ. 40%以上～50%未満減少：83件(28.5%)	カ. 50%以上減少：25件(8.6%)
キ. 増加：3件(1.0%)	無回答：5件(1.7%)
令和2年10月以降の経営状況は令和2年4月～9月までと比べてどのように見通していますか該当するものに○を付けてください	
●今後も事業者への継続的な支援が必要	
ア. 改善する：41件(14.1%)	イ. 横ばい：102件(35.1%)
ウ. 悪化する：65件(22.3%)	エ. 見通せない：81件(27.8%)
無回答：2件(0.7%)	
新型コロナウイルス感染症の影響に対し実施されている対策について該当するものに○を付けてください（複数回答可）	
●借入、補助金、給付金等活用事業者が多い	
ア. 運転、活動資金等の借入：121件(41.6%)	イ. 生産、営業等の形態の見直し：69件(23.7%)
ウ. 税金や公共料金等の支払い猶予：35件(12.0%)	エ. 資産売却：16件(5.5%)
オ. 補助金、給付金等の活用：213件(73.2%)	カ. 感染症予防対策の実施：165件(56.7%)
キ. テレワークの実施：20件(6.9%)	ク. 従業員の雇用調整：35件(12.0%)
ケ. その他（在宅勤務、営業時間短縮等）：10件(3.4%)	無回答：1件(0.3%)
今後、市に対して望まれる支援施策等について該当するものに○を付けてください	
●給付金、補助金、情報提供が必要	
ア. 融資：35件(12.0%)	イ. 助成金・補助金：173件(59.5%)
ウ. 給付金：206件(70.8%)	エ. 情報提供：91件(31.3%)
オ. 相談窓口：24件(8.2%)	カ. プレミアム付商品券：59件(20.3%)
キ. その他（減税、水道料金無料化等）：5件(1.7%)	無回答：3件(1.0%)

【全体の方向性について】

- 今後も、新型コロナウイルス感染症による影響が続く事業者は多く、引き続き継続的な支援が必要である。市に対して求められる支援策については給付金、助成金・補助金事業が上位となっており、国・県の支援施策の市上乗せの実施、市内経済活性化のための市独自支援制度の検討が必要と考える。
- 上記以外にも、市に対して求められる支援策では情報提供が上位となっており、市や市関係機関の事業者向けの施策やイベント等を市内事業者に対して定期的に情報提供を行う仕組みの検討が必要である。

りっとう元気アップ応援券事業と取扱店給付金事業の概要について

りっとう元気アップ応援券事業

1. 背景と目的

新型コロナウイルス感染症の流行により大きく影響を受けた市民生活の下支えと、市民の消費行動による市内経済の活性化を図ることを目的とし、あわせて国の提唱する「新しい生活様式」の市民定着に向けた取り組みの一助となるよう地域振興券（以下「りっとう元気アップ応援券」という。）交付事業を実施するもの。

2. 事業の概要

【対象者】 令和2年8月1日（基準日）において住民基本台帳に登録がある者

【使用期間】 令和2年11月1日～令和3年2月28日

【交付額及び券種】

1人あたり3,000円分を交付し、券種は以下のとおり

- ①飲食店専用券：500円×2枚（市内の飲食店の取扱店で使用可能）
- ②一般店専用券：500円×2枚（市内の売場面積1,000㎡以下の取扱店で使用可能）
- ③全店共通券：500円×2枚（市内のすべての取扱店で使用可能）

【使用可能店舗】

市内において小売業、飲食業、サービス業等を営んでおり（その他業種においても直接消費者に販売またはサービスを提供する事業所は対象）、りっとう元気アップ応援券取扱店となっている店舗

※取扱店舗には、11月下旬～2月中旬にかけて市職員が現地確認を実施予定

【取扱店申請】 令和3年1月29日までに栗東市商工会へ申請

3. 取扱店登録状況・換金状況（令和2年11月20日現在）

店舗区分	登録店舗数（店）	換金金額（円）
飲食店	157	5,774,000
一般店	276	1,996,500
大型店	25	1,785,500
合計	458	9,556,000

りっとう元気アップ応援券取扱店給付金事業

1. 背景と目的

「新しい生活様式」の実践による新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策その他の市民の安全及び安心への取組を実施する市内事業者の事業の維持及び発展に向けた支援並びに「りっとう元気アップ応援券」を市民が安心して利用することができる環境を推進するため、りっとう元気アップ応援券取扱店を対象に給付金を支給するもの

2. 事業の概要

【給付金額】

りっとう元気アップ応援券取扱店舗1店舗あたり一律5万円

※取扱店舗1店舗あたり1回限り

【対象者】

次の①と②の全ての要件を満たす方

- ①りっとう元気アップ応援券取扱店として登録をしていること
- ②新型コロナウイルス感染症の防止対策その他の市民の安全及び安心への取組を実施している、または実施する予定であること

【申請期間】

令和2年11月2日～令和3年1月29日 ※郵送で申請の場合、当日消印有効

3. 支給決定状況（令和2年11月24日現在）

区分	支給店舗数（店）	支給金額（円）
法人	91	4,550,000
個人	138	6,900,000
合計	229	11,450,000

4. 取扱店舗への現地確認ヒアリングについて

「りっとう元気アップ応援券」の取扱店舗に対して、「新しい生活様式」の実践による新型コロナウイルス感染症拡大の防止をはじめとした市民の安全・安心の確保のための取り組みの実施状況と応援券の使用状況ならびに、今後の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業績への影響や支援策の検討、国・県に対する支援策要望の資料とするために現地確認ヒアリングを実施するもの。

■確認期間

1回目：令和2年12月上旬から12月中旬 2回目：令和3年1月下旬から2月中旬
※各取扱店舗には事前に告知文を送付する。

■確認内容

職員が店舗を訪問し、ヒアリングシートによる確認と聞き取りを行う。

- ・市民の安全・安心の確保のための取り組みの実施状況
- ・元気アップ応援券の使用状況
- ・今後の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業績への影響や支援策の検討
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止システム『もしサポ滋賀』の利用促進
- ・市等の制度周知チラシ等も併せて配布する。